

岐阜県子宮頸がん検診の精度管理のための技術的指針（第3版）

- 第1 目的
- 第2 検診の対象者
- 第3 受診勧奨
- 第4 実施回数
- 第5 検診方法
- 第6 検診結果の指導区分及び通知
- 第7 記録の整備及び精密検査の結果把握
- 第8 事業評価
- 第9 検診実施機関
- 第10 精密検査等

<標準様式>

（様式1号）子宮がん検診受診票

様式1号の1（頸がん用）様式1号の2（頸がん体がん用）

（様式2号）子宮がん検診結果通知書

様式2号の1（頸がん用）様式2号の2（頸がん体がん用）

（様式3号）子宮がん検診精密検査依頼書兼結果報告書

様式3号の1（頸がん用）

（様式4号）子宮がん検診結果集計票

岐阜県子宮頸部がん検診の精度管理のための指針（第3版）

第1 目的

「第3次岐阜県がん対策推進計画」に基づき、がん検診の受診率の向上を図るとともに、岐阜県内すべての市町村において、国の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法で大腸がん検診とその精度管理が実施され、がん検診の質の向上を図ることを目的とする。

第2 検診の対象者

子宮頸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の者を対象とする。なお、受診を特に推奨する者を20歳以上69歳以下の者とする。
※ 対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

職域ではがん検診が行われていない場合があるため、対象者を正確に把握することが必要である。

第3 受診勧奨

子宮頸がん及び子宮頸がん検診に関する正しい情報を普及啓発するとともに、対象者への受診勧奨を行う。勧奨方法は個別勧奨が望ましい。そのうち、これまでに子宮頸がん検診を受診したことがない者に対しては、特に積極的に勧奨を行うこと。

がん検診の対象者自身が、がん検診の利益・不利益を考慮した上で受診を検討することが望ましい。そのため、検診の実施に当たっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うこと。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検診の受診率低下を招かないよう、伝え方に留意が必要である。

<がん検診の利益・不利益について>

(利益の例)

- ・ 検診受診後のがんの早期発見・早期治療による死亡率減少効果があること
- ・ 早期に発見できるために侵襲の軽度な治療で済むこと
- ・ がん検診で「異常なし」と判定された場合に安心感を得られること等

(不利益の例)

- ・ 偽陰性¹、偽陽性²（また、その判定結果を受けて不安を生じることや、結果として不必要な精密検査を受ける場合があること。）、過剰診断³、偶発症等¹がんがあるにもかかわらず、検診でがんの疑いがあると判定されないこと
- ² がんがないにもかかわらず、がんがあるかもしれないと診断されること
- ³ がん検診で発見されるがんの中には、本来そのがんが進展して死亡に至るといふ経路を取らない、生命予後に関係のないものが発見される場合があること（参

考)「かかりつけ医のためのがん検診ハンドブック～受診率向上をめざして～」
(平成21年度厚生労働省がん検診受診向上指導事業・平成22年3月)

第4 実施回数

子宮頸がん検診は原則として2年に1回受診することによりものとする。ただし、検診機会は毎年設けることとする。

第5 検診方法

検診項目は、次に掲げる問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし必要に応じてコルポスコープ検査を行うものとする。問診の結果、最近6ヶ月以内に、不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨するものとする。

(1) 問診

問診に当たっては、不正性器出血等の現在の症状、月経及び分娩・妊娠等に関する事項、子宮頸部病変の既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。問診時に聴取する不正性器出血は、いわゆる不正出血、閉経後出血、不規則月経、下着に付着した染み程度の赤色斑点(スポッティング)、一時的な少量の出血及び褐色帯下出血等に起因するすべての状態を含み、問診の際には、このような状態を正しく把握するよう留意するものとする。

(2) 視診

膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察するものとする。

(3) 子宮頸部及び体部の細胞（細胞採取の方法）

子宮頸部の細胞診については子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって、子宮体部細胞診については吸引法又は擦過法によって検体を採取し、迅速に処理（固定）した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察するものとする。

検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関にて行うものとする。この場合において、医師及び臨床検査技師は、公益社団法人日本診療細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

子宮頸部の細胞診の結果は、ベゼスタシステムによって分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に通知するものとする。

子宮体部の細胞診においては、吸引法又は擦過法によって子宮内膜細胞を採取するが対象者は、主として更年期又は更年期以降の女性であることから、子宮頸管が狭くなっていること等を考慮し、吸引法及び擦過法の両器具を準備し

ておくことが望ましい。

また、検診車や保健所等で実施する場合であって、吸引法又は擦過法のいずれかの方法を用いても器具の挿入ができない時は、速やかに医療機関を受診するよう指導するとともに、医療機関における細胞診の結果等の把握に努めるものとする。

(4) 内診

双合診を実施するものとする。

第6 検診結果の指導区分及び通知

1 子宮頸部の細胞診

子宮頸部の細胞診の結果は、ベゼスタシステムによって分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に通知するものとする。

2 子宮体部の細胞診

子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」、「擬陽性」及び「陽性」に区分し、速やかに検査を依頼した者に通知するものとする。原則として、子宮体部の細胞診の判定結果が「擬陽性」及び「陽性」の者は「要精検」とし、「陰性」のものはその他臨床症状を勘案し、精密検査の要否を決定するが、精密検査の受診の必要がない場合は、「精検不要」とし、それぞれ次の指導を行うものとする。

① 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導するものとする。指導後も精検未受診の者に対しては、再度、受診勧奨を行う。

② 「精検不要」と区分された者

日常生活において不正性器出血等に注意するよう指導するものとする。

第7 記録の整備及び精密検査の結果把握

(1) 検診記録の整備

市町村は、検診実施機関等と連携を図り、検診受診者氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、受診指導の記録、検診結果、子宮頸部病変の精密検査の必要性の有無、精密検査受診の有無及び精密検査の確定診断の結果等を記録するものとする。

(2) 子宮がん検診精密検査結果の把握

市町村は、子宮頸がん検診及び子宮体がん検診の精密検査結果を把握すること。

第8 事業評価

市町村は「子宮頸がん検診チェックリスト(市町村用)」を用い、検診の実施状

況を把握したうえで、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係者と十分協議を行うこと。

なお、岐阜県生活習慣病検診等鐘鋳指導審議会における検討結果や助言を踏まえ、検診方法等の改善に努めること。

また、子宮頸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価のあり方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書平成20年3月）を参照とすること。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

第9 検診実施機関

- (1) 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で子宮頸がん検診が円滑に実施されるよう、「子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診機関用）」を参考とするなどして精度管理に努めるものとする。
- (2) 検診実施機関は、子宮頸がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならないものとする。
- (3) 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならないものとする。
- (4) 検診実施機関は、検診結果を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。
- (5) 検診実施機関は、岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会における検討結果や、助言を踏まえ実施方法の改善に努めること。

第10 精密検査等

子宮がん検診において「要精検」とされた者については、必ず精密検査を受診するよう、全ての検診受診者に周知するものとする。なお、その際に、精密検査を受診しないことにより、子宮がんによる死亡の危険性がたまるなどの科学的知見に基づき、十分な説明を行うものとする。

精密検査の結果については、医療機関との連携のもと把握し、個人情報の取扱いについては、「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付 個情 第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号 個人情報保護委員会 事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）を参照すること。